

農地中間管理機構と土地改良事業について

農林政策課
農地整備課

1 土地改良事業の三条資格者（法第3条第4項関係）

今般の農地中間管理機構の制度創設に伴う土地改良法の一部改正により、機構が借り受けている農地をまだ貸し付けていないときは、機構を耕作者又は養畜の業務を営む者とみなすこととされており、機構は三条資格者となる。

2 農地中間管理機構の土地改良事業への参加

農地中間管理機構が借り受けた農地をほ場整備（いわゆる本格整備）する場合には、機構が三条資格者として他の農業者と同様に事業（農業競争力強化基盤整備事業等）に参加することとなる。

3 土地改良事業の農家負担金（法第36条第1項関係）

土地改良区の賦課金は、組合員（三条資格者）に対して賦課することとされており、農地中間管理機構が農地を借り受けて担い手に貸し付けるまでの間は、土地改良区の組合員（三条資格者）として、土地改良事業に係る賦課金を負担することとなる。

4 農地中間管理総合対策事業における予算計上

農地中間管理機構が借り受けた農地に係る土地改良区への賦課金は、農地中間管理総合対策事業のうち農地中間管理事業で予算計上している。

その内容は、次の想定を基に積算している。

- (1) 機構が借り受け、中間保有する農地を1,000haと見込む（賃料と土地改良区の経常賦課金で積算）
- (2) うち、100haは土地改良事業費を償還中（(1)の負担に、土地改良区の特別賦課金を加算）

ほ場整備事業の農家負担の仕組み

参考資料
担当者限り

都道府県営事業の負担金等の流れ(土地改良ルート)

